

※下線及び黄色ハイライトは川久保皆実議員による。

子供のベランダからの転落防止のための手すりの安全対策

- 東京都商品等安全対策協議会報告書 -

平成30年2月



東京都生活文化局

出典：東京都生活文化スポーツ局「東京都商品等安全対策協議会報告書」平成30年2月より一部抜粋
東京都生活文化スポーツ局ホームページ

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/anzen/kyougikai/h29/documents/h29_report_seihon.pdf

事故の内容	危害の程度	年齢	身長 cm	体重 kg	発生年 (平成)
昼前に自宅マンション下で発見(5階ベランダから転落?)。6人兄弟の5番目。両親、父方祖母と同居。転落時、父方祖母と長姉が室内にいたが、目撃なし。同マンション3階住人が兄に気づき、3階に連れ救急要請。兄が受傷したと推測される時間帯は、父母は外出しており父方の祖父母と中学生の姉と自宅にいた。父の話では、ベランダの <u>室外機</u> によじ登った形跡があったとのこと。(入院日数:16日)	入院	2歳 8か月	88	15	21
友人宅2階のベランダで遊ばせていた。ベランダにはボールなどの遊具が置いてあり、友人宅の遊び場として使用。母は室内で友人と話していた。姉が泣きながら弟が落ちたと知らせに来た。兄が階下の隣人宅横との間の地面に立って泣いているのを発見。ベランダは奥行き・幅のある構造。 <u>柵の部分</u> を下から潜ったのか柵の間を抜けたのか不明。(入院日数:3日)	入院	1歳 4か月	—	9.5	21
1階ベランダから <u>手すり</u> を乗り越え1.5m転落。顔面擦過傷。下はコンクリート。父が見たときにはうつぶせ状態。	通院	6歳	—	16	21
2階のベランダから落下し車の屋根に落ちた。音で父が気がついた。うつぶせで落ちていた。意識消失なし。高さは2m。	経過 治療	4歳 5か月	83	10.5	22

3 警視庁からの情報提供

子供のベランダからの転落事故について、警視庁で把握している情報の提供を依頼したところ、情報提供がなされた。(協議会関係者限りの資料)

縦格子手すりの格子の隙間(12cm)からすり抜けて転落した事例、ベランダに置いてある室外機や脚立、椅子、洗濯機などを足がかりにして手すり上部から身を乗り出して転落した事例、ベランダで遊んでいたところ隣室ベランダに入ってしまったボールを取るために手すりに上って転落した事例などが確認された。

4 建物事故予防ナレッジベース

本データベースは、戸建て住宅やマンション等の専有部分における事故は、原則として対象としていないが、今回データベースで検索し、ベランダからの転落に関すると思われるものがあったため、検索した事例を以下に示す。

事故につながる動作/ 事故のきっかけ	事故概要 (年月日)	傷害の 程度	年齢 性別
手すり等の上を越える/足がかりとなる物を置く	43階建てのマンションで、最上階に住む女児がベランダから転落したとみられ、死亡。女児は居間でアニメのDVDを見ていたが、両親が家事や弟と妹の面倒を見ている間にいなくなったという。ベランダは地上約140mにあり、手すりは高さ約1m。床から約1mにある窓は開いており、室内側に厚さ約20cmのマットが置かれていた。(2016.4.10)	死亡	6歳 女
手すり等の上を越える/足がかりとなる物を置く	マンション9階の自室のベランダから男児が転落、全身を強く打ち、死亡した。ベランダにある高さ約130cmの柵を乗り越えて転落したとみられる。母親は兄弟の送迎のため外出中で、家では男児が1人で留守番していた。母親が帰宅すると窓が開いていたという。転落する直前に男児がベランダの柵から身を乗り出している姿が目撃されている。(2016.9.5)	死亡	3歳 男

※下線及び黄色ハイライトは川久保皆実議員による。

広島市立保育園における園児死亡事案の 検証等に係る報告書

令和4年12月

広島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

(子ども・子育て会議)

教育・保育施設提供体制等検討部会

第4章 再発防止に向けた提言

保育園等においては、園児が見守られていない状態でも、一人で外に出ていくことなどがないよう安全な施設・設備を備えていることが前提です。その上で、園児が安心・安全に過ごし、心身ともに健やかに成長するための保育環境を整えていかなければなりません。そのためには、園児を保育する現場での取組が欠かせず、保育園等における職員間の連携、保育内容の向上といったものが求められます。

本部会では、以上の視点に立ち議論を重ね、再発防止に向けては、ハード及びソフト両面において、それぞれ、広島市における取組と保育園等の現場における取組とに分けて提言しています。

保育園等の現場に対する提言は、公立園のほか、私立の保育園、認定こども園等においても、状況に応じて取り入れていただきたいと思えます。そして、広島市に対する提言も、広島市が私立園にも及ぼす手立てがあるものは、公立園と同様な状況となるよう取り組んでいただくことを要望します。

これらの提言の実施に当たっては、広島市としての取組はもちろん、保育現場での取組であっても、施設管理・保育体制に係る責任主体である本庁組織の役割が非常に重要です。本庁組織においては、責任の重さを認識した上で、再発防止に向けて取り組むとともに、保育現場を取り巻く環境に対する問題意識を深め、最優先に必要な措置をとっていただくよう求めたいと思えます。

【施設・設備関係】

- ※ 以降、提言項目名に続く表記は、次のことを示す。
- ・ **広島市** : 広島市に対する提言
 - ・ **保育園等** : 保育園等の現場に対する提言

【提言1】 施設・設備に関する提言 **広島市**

(1) 適切な施設安全点検項目の設定

- 施設安全点検票に、園児が外に出たり、不審者が侵入する可能性を想定した項目や園内の死角になる箇所の有無を確認する項目等を追加すること。
- 本庁の技術職員による、定期的な現場確認（年1回以上）を実施すること。
- 監査指導項目の中に、施設安全点検の実施状況及び不備に係る措置状況についての本庁職員による現場確認に係る項目を追加すること。
- 施設安全点検について、外部の専門家、保護者の意見を取り入れる仕組みを検討すること。

(2) 現場に即した整備等の実施

- 園から施設・設備面での課題について報告及び対応依頼を受けた際に遅滞なく改善策の検討等を行う手続きを明確にし、確実に実施すること。
- 施設・設備の整備や改修等の際には、整備等後のイメージを園現場と共有し、園職員の意見等を十分に聴いた上で整備等を進めること。

(3) 一層の安全を確保するための施設・設備の整備

- 安全点検結果に基づき、不備な箇所は速やかに改修すること。
- 園庭と園外を隔てるフェンス等については、園児が容易に乗り越えられないと考えられる高さ150cm程度を目安とすること。
- 事案発生を受けて生け垣だけで園庭と園外が隔てられている園（応急的に防球ネットを設置）は、フェンスに改修すること。
- 全ての園において、園児や保護者が登降園のため主に利用する門にインターホンを設置し、登降園の時間帯を除く日中は全ての門で出入りする者を確認できるようにすること。また、園児や保護者が登降園のため利用する全ての門に、防犯カメラ（録画機能付き）を設置すること。
- 当該園において死角を無くすため、裏門そばの物置の撤去等を検討すること《今後検討すべき取組》。
- 園の出入口扉の開閉時に園児がすり抜けて外に出たりできないようにするための方策を検討すること《今後検討すべき取組》。

(4) ICTの活用等《今後検討すべき取組》

- 園児がフェンス等を乗り越えて園外に出ることがないように、また、フェンス等を乗り越えようとした際などに直ちに把握できるよう、園外周部への赤外線センサーの設置やICタグを園児に持たせるなどのICTを活用した園児の見守りについて研究を行うこと。

※ 関連項目：16 ページ「1 施設安全点検について」、同ページ「2 園の施設・設備について」

【提言2】 施設・設備の安全管理に関する提言 保育園等

(1) 確実な施設安全点検の実施

- 常に園児の安全を確保するという視点で、施設・設備を適切な状態に維持・管理できるよう点検を実施すること。

(2) 現場に即した整備等の実施

- ヒヤリハット事例への対策に当たり施設・設備面で課題がある場合には、速やかに本庁の技術職員に報告及び対応依頼を行うこと。
- 施設・設備の整備や改修等の際には、整備等後のイメージを本庁と共有し意見等を伝えること。

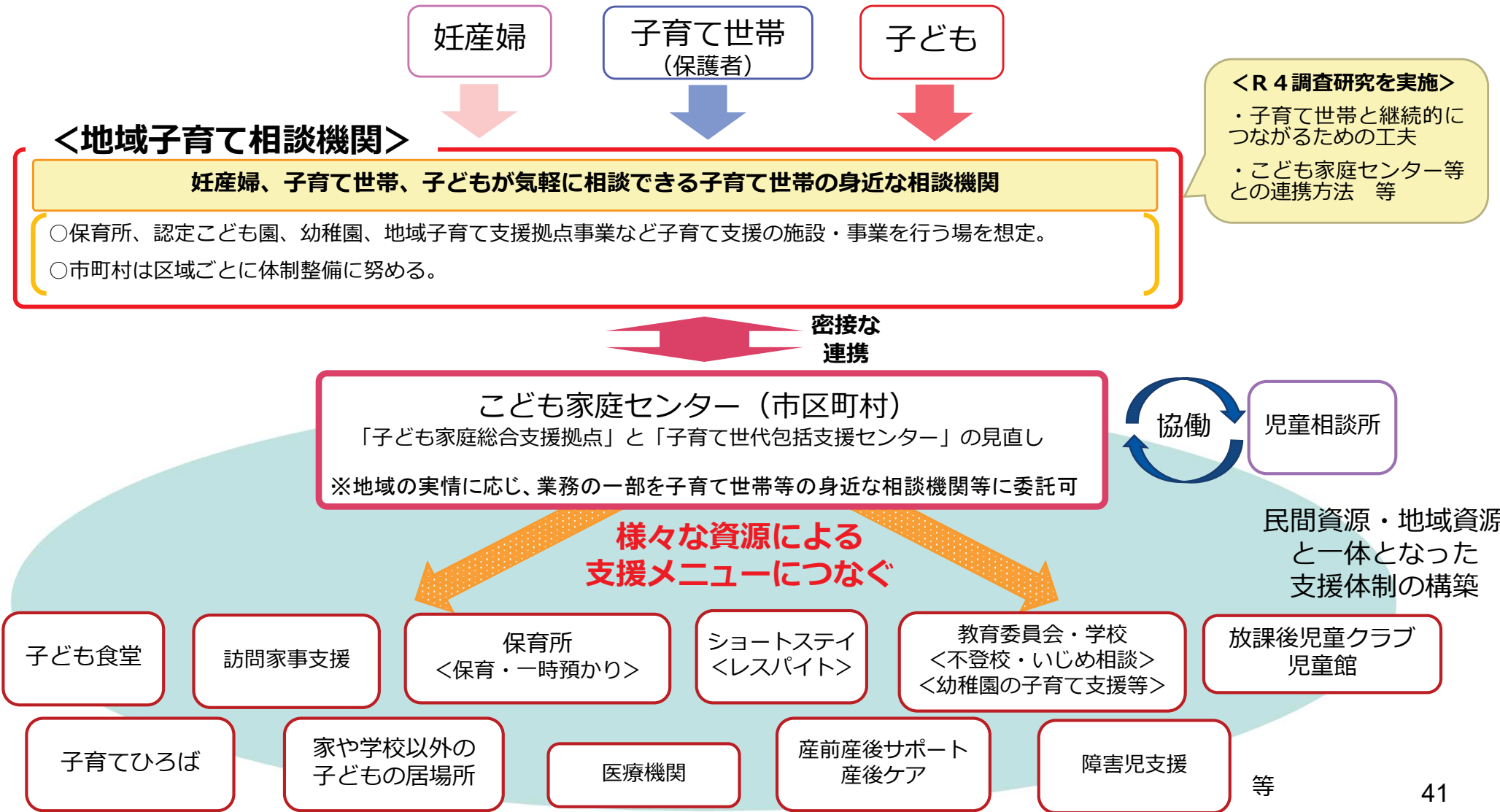
※ 関連項目：16 ページ「1 施設安全点検について」、同ページ「2 園の施設・設備について」

児童福祉法等の一部を改正する法律 の施行に向けた検討状況

令和5年9月15日
市区町村説明会

こども家庭庁

- 地域子育て相談機関は、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にあり、能動的な状況確認等による「**子育て世帯と継続につながるための工夫**」を行う**相談機関**。その整備により、**子育て家庭との接点を増やし、子どもの状況把握の機会を増やすことを趣旨**。
- 特に、子育て家庭の中には、行政機関であるこども家庭センターには直接相談しにくいと感じる家庭もあり得ることから、地域子育て相談機関が、**こども家庭センターを補完**することを想定しており、法律上、こども家庭センターと連携・調整を行うこととなっている。
- 市町村において、社会的条件や子育て関係施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに整備。



【目的】

- 家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

【実施主体】

- 実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む）とする。なお、市町村が認めた者への委託等を行うことができる。

【対象】

- 本事業の支援対象は、次に掲げるような状態にある家庭を対象とする。
 - ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
 - ② 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
 - ③ 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦がいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
 - ④ その他、事業の目的を鑑みて、市町村が特に支援が必要と認めた家庭（ヤングケアラー 等）

【業務内容】

- 対象家庭を訪問し、①又は②を基本に家庭の状況に応じて以下内容を実施する。
 - ① 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
 - ② 育児支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
 - ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言。（保護者に寄り添い、エンパワメントするためのアドバイス等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。）
 - ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
 - ⑤ 支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市町村への報告

【訪問支援員の要件】

- 訪問支援員については、市町村が適当と認める研修を修了した者であって、子育て経験者やヘルパー等、本事業を適切に実施できる者として市町村長が適当であると認めた者とする。

【支援の流れ】

- 以下の流れを参考に、地域の実情に応じて実施する。
 - ① 市町村による支援対象者の決定

こども家庭センター等、市町村における相談支援機関において、関係機関からの情報提供等により、支援の必要性があると思われる家庭に関する情報の収集を行う。

市町村は、支援対象者から申請を受付、利用を決定する。必要に応じて、支援対象者の状況に応じ、他の事業による支援も含め、必要な支援内容・方法・スケジュール等を記載したサポートプラン等を作成・交付する。
 - ② 支援対象者情報の提供

市町村における相談支援機関から、事業を行う部署あるいは委託事業者等（以下、実施者という。）に対し、支援対象者の同意を得た上で、情報を提供し、訪問支援員や訪問日時等を調整・決定する。
 - ③ 訪問支援の実施

訪問支援員による支援を実施。この際、支援困難度が高い家庭に対しては支援技術の高い訪問支援員が担当する等の配慮をすることが望ましい。
 - ④ 支援状況の報告

市町村は、実施者に対し、支援開始初期に想定した支援内容と実際の支援内容に差異が生じていないかの報告や定期的報告、及び養育環境の変化等により他の支援の必要性が認められる場合は随時の報告を行うよう求めることが望ましい。

【財政支援の考え方】

- 現行の安心こども基金による子育て世帯訪問支援臨時特例事業による補助と同水準を想定しつつ、訪問支援員の研修受講を必須とすることから、研修費用についても検討。また、「こども未来戦略方針」を踏まえ、支援の必要性の高い家庭に対する支援の拡充についても、予算編成過程において検討する。

<参考>子育て世帯訪問支援臨時特例事業の補助基準額

- 訪問支援費用
補助基準額 = ①訪問支援費用 - ②利用者負担額
- 事務費・管理費・1事業所当たり 564,000円

【現行の子育て世帯訪問支援臨時特例事業 訪問支援費用】

①訪問支援費用	×延べ時間数	×延べ回数
(単価)	3,000円	1,860円
②利用者負担額	×延べ時間数	×延べ回数
ア.生活保護世帯	0円	0円
イ.市町村民税非課税世帯	300円	190円
ウ.市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯	600円	530円
エ.上記以外の世帯	1,500円	930円

※ 市町村で定めた利用料が、②利用者負担額を上回る場合や課税状況を確認しない場合は、全ての世帯「エ.その他世帯」として算出。

改正児童福祉法について（第二部）

厚生労働省子ども家庭局

東京都千代田区における訪問支援
(育児支援訪問事業)

取組の概要

- **ケアプランを作成し、サービス内容を確認**
 - ・ 母子健康手帳交付時から産後1年未満(多胎児の場合は2年未満)の妊産婦や、要支援児童・要保護児童等がいる家庭を対象にしている。
 - ・ 申込時に必要なサービス内容を確認し、ケアプラン(どのようなサービスを提供するか)を作成。区が委託しているベビーシッター会社のベビーシッターや、ヘルパー事務所のヘルパーが訪問している。

具体的な支援内容

食事の準備、調理・片付け、生活スペースの掃除機がけ、近所(片道30分以内)への日用品の買い物、保育園等への送迎、区の相談員による子育て支援サービスの案内・利用調整など

利用者負担

- 1時間1,000円 + 交通費
↳利用者負担額軽減あり

事業者

- 区が委託しているベビーシッター会社のベビーシッターや、ヘルパー事務所のヘルパーが訪問している。

東京都品川区における産後の家事・育児支援のヘルパー等の利用助成

取組の概要

- **家事支援に加えて、育児不安の解消等を重視した支援**
 - ・ 生後1歳になるまでの乳児を育児中の方が、品川区と提携している事業者(産後ドゥーラ)の家事・育児支援サービスを利用した場合に、サービス料の一部を助成している。
 - ・ 家事・育児支援に加えて、相談対応や心と体のサポート等を受けることで、母子の安定した愛着形成と育児不安の解消につなげることを目的としている。

具体的な支援内容

産後プランニング、保護者の不安や悩みの傾聴、食事の準備、離乳食、掃除・片付け、上の子の保育、沐浴指導、育児アドバイス など

利用者負担

- 利用者負担は産後ドゥーラが設定
※利用者負担に対し、以下の助成を実施
プランニング: 1回限り 1,000円
支援サービス: 利用時間1時間につき2,700円
↳利用上限等あり

事業者

- 産後ドゥーラ(産前産後を支えるための知識・技術を習得し、一般社団法人ドゥーラ協会の認定を受けた産前産後ケアの専門家)

浜松市における訪問支援(はますくヘルパー利用事業)

取組の概要

- **妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援**
 - ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施するため、平成28年10月より、「はますくヘルパー利用事業」を開始。妊娠中又は出産後1年未満の時期にあつて、身近に相談できる者がなく、家事や育児を行うことが困難な者に対し、育児支援ヘルパー(訪問支援員に相当)が家事又は相談しやすい「話し相手」等による相談支援を実施している。

具体的な支援内容

食事の準備、衣類の洗濯・補修、生活必需品の買い物、兄弟の遊び相手、妊娠・出産・育児に関する傾聴・相談、授乳相談、おむつ相談、環境整備相談 など

利用者負担

- 1,350円~2,700円 + 交通費
↳事業所ごと金額が異なる
↳利用者負担額軽減あり



事業者

- (株)アイケア、(公社)浜松市シルバー人材センター、(一社)ここみ、NPO法人外出支援センター、(社 5福)天竜厚生会

育児支援訪問事業のご案内

***利用をお考えの方は、事前にご相談ください。**

＜ご利用できる方＞

千代田区内にお住まいで、下記の条件に該当する方で、他に支援する方がいない時、区が認定できる時間内にご利用できます。

○産前産後の支援（1世帯につき、上限60時間、多胎の場合は上限120時間）

母子健康手帳取得時から1歳未満（多胎の場合は2歳未満）のお子さんがいる家庭

○義務教育終了前までの児童がいる家庭への支援（1世帯につき、年度上限48時間以内）

保護者の状態から、育児が一時的に困難になっていると区が認定した家庭



＜サービスの内容＞

育児支援（保育、授乳の手伝い、食事の介助、沐浴の補助、おむつ替えやトイレのお世話、園への送迎）、家事支援（食事の準備及び片付け、当日分の調理、生活スペースの掃除機がけ、洗濯、浴室等水回りの簡単な掃除、近所（片道30分以内）への日用品の買い物）、健康診査等病院への付き添いなど

*申込時に必要なサービス内容を確認し、ケアプラン（どのようなサービスを提供するか）を作成します。

*区が委託している会社のシッターが伺います。

＜利用時間帯＞

・月曜～土曜：7時～19時までの区が認める時間（日曜・祝日・年末年始は除く）

*予約は利用希望日の5営業日前までをお願いします。

*利用時間は1回2時間～8時間となります。



＜料金・負担額等＞

〔負担額〕 1時間あたり

住民税課税区分	家事のみ又は、お子さん2子までの保育（※）
生活保護受給世帯・市町村民税が非課税である世帯	0円
市町村民税均等割のみ課税世帯	500円
その他の世帯	1,000円

☆支払いは区で発行する納付書により金融機関でお支払いください。買い物や通院時などにかかる交通費の実費は、直接シッターにお支払いください。なお、負担額は住民税の課税状況を踏まえ、6月までの利用は前年、7月以降は当年の税額に基づき決定します。

☆区で課税情報が確認できない方は、住民税課税状況のわかる書類を添付していただく場合があります。

☆お子様やご家族が病気の場合に保育を希望する時は、個別に区へご相談ください（区と事業所が協議をして対応できるかを判断します。加算額は1人当たり500円/時間となります）

☞裏面へ続く

出典：千代田区「育児支援訪問事業のご案内」

千代田区ホームページ

https://www.city.chiyoda.lg.jp/documents/9433/ikujishienhomon_1.pdf

＜キャンセル料・変更料＞

2営業日前（土・日・祝日・年末年始は除く）の16時までには事業所へご連絡ください。

利用日前々日16時までに取り消し	無料
利用日前日16時までに取り消し	1時間あたり 単価の50%
利用日前日16時以降または当日の取り消し	1時間あたり 単価の100%

*感染症(インフルエンザ・ノロウイルス・新型コロナなど)に感染した場合（同居家族の感染も含む）は訪問できません。キャンセル料も利用者様のご負担となりますので、ご了承ください。

＜手続きの流れ＞

- ① 電話でお問い合わせください。☎03-5298-5521（サービス開始まで日数がある時は、提出書類が変わる場合がありますのでご注意ください。下記の添付資料が必要です。詳しくはお問い合わせください）

申請区分	申請の理由	添付資料	
産前産後の支援 （産後は1歳未満・多胎の場合は2歳未満）		●母子健康手帳の写し ①出生届出済証明（千代田区母子健康手帳1頁） ②直近の母子の状況がわかる頁 ア)産前⇒妊娠中の経過（千代田区母子健康手帳8～9頁） イ)産後⇒出産の状態（千代田区母子健康手帳14～15頁）	児童連絡票 （指定様式） *生後1歳以上のお子さん がいる場合のみ
義務教育終了前までの児童がいる家庭への支援	区の認定を受けていること	●根拠書類 <診断書（病状の期限まで記載のこと）または介護保険認定結果通知書>など	

- ② 利用日が近くなりましたら、日程調整のうえ区職員が家庭訪問をして申請書類の記入と利用ニーズ等をお聞きします。
- ③ 申請内容と家庭訪問の状況により、利用を決定しケアプラン（どのようなサービスを提供するか）を作成します。
- ④ サービスを希望する日時（5営業日前まで）を区へご連絡ください。
- ⑤ サービスを提供します。
- ⑥ 月ごとに利用料に関する納付書をお送りしますので、金融機関でお支払いください。



＜サービス利用時の留意点＞

*日常的な育児・家事以外、以下のようなサービスは提供できません。

網戸・エアコン・換気扇・ベランダ・高窓拭きなど日常清掃を超える大掃除、雑巾がけや磨き掃除、引越しの手伝い、漂白剤を使った洗い物、長時間のアイロンがけ、家具の移動、物置・家具などの組み立て作業・修理、押入れの整理、衣服・寝具などの補修、ペットに関すること、大量の料理、作り置きのお菓子作り、高級品を取り扱う作業、投薬や薬の塗布、医療行為など。

☆原則、保護者が不在となる場合の依頼はお受けできません。

☆就労支援は該当しません。

☆お子さんの保育（見守り含む）をしながら家事を同時に行うことはできません。

☆貴重品は必ずご自身での管理をお願いします。

千代田区児童・家庭支援センター 子ども家庭相談係

〒101-0048 千代田区神田司町2-16 神田さくら館6階 ☎03-5298-5521

*問合せ等は、月曜～金曜（土曜・日曜・祝日。年末年始は除く）8:30～17:00まで

Shinagawa City 品川区 輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ

スマホ表示 地図 色変更 音声読み上げ 文字サイズ 標準 大 特大 Language

手続き・届出 施設案内 区政情報 地域活動 防災 暮らしの安全 子ども教育 健康・福祉 環境 まちづくり 産業・文化・観光

いろいろな検索方法 Google™カスタム検索 救急・防災・防犯

トップページ > 子ども・教育 > 子育て・児童家庭相談 > 産後の家事・育児支援のヘルパー等の利用助成

産後の家事・育児支援のヘルパー等の利用助成

更新日：令和5年7月10日

産後の家事・育児支援のヘルパー等の利用助成

妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援を行う「しながわネウボラネットワーク」の一環として、生後1歳になるまでの乳児を育児中の方が、品川区と提携している事業者（産後ドゥーラ）の家事・育児支援サービスをご利用された場合に、サービス利用料の一部を助成しています。

生後間もないお子さんを養育している方が支援サービスを利用しやすい環境を整え、家事・育児支援に加えて、相談対応や心と体のサポート等を受けることで、養育者との安定した愛着形成と育児不安の解消につなげることを目的としています。

産後は、身体的にも精神的にも負担が大きくなります。ぜひ、支援サービスの利用にあたり、助成制度をご利用ください。

※産後ドゥーラとは、産前産後を支えるための知識・技術を取得し、一般社団法人ドゥーラ協会の認定を受けた産前産後ケアの専門家です。詳しくは下記ページをご覧ください。

[産後ドゥーラとは | 一般社団法人ドゥーラ協会（別ウィンドウ表示）](#)

※多胎児妊婦の方、3歳未満の多胎児を育児中の方には、別制度で助成があります。

[多胎児家庭の家事・育児支援の制度はこちらのページをご覧ください。](#)

令和5年4月から、制度が一部変更されましたのでご注意ください。

- 変更1. 対象期間が、1歳誕生日「前日まで」から「前々日まで」に変更されました
- 変更2. 対象者が、お子さんを「出産された方」から「養育している方」に変更されました
- 変更3. 「対象児（0歳）が保育サービス等を利用していると助成対象外」の条件がなくなりました

対象者

- 生後1歳未満（1歳誕生日前々日まで）の乳児を育児中の方
- 品川区に住民票のある方
- 品川区と提携している事業者から支援サービスを受け、利用料をお支払いした方

助成内容

- プランニング：1回限り 1,000円
- 支援サービス：利用時間1時間につき2,700円

利用上限時間数および最終申請期限

※令和5年4月からのご利用に関して、「出生時にすぐ上の兄・姉が3歳以上で、かつ対象児（0歳）が保育サービス等を利用している場合は、助成の対象外」となっていた条件がなくなりました。

保育利用の有無にかかわらず、すべての0歳児を養育している方が助成の対象になります。

対象のお子さん	上限時間数	申請期限
第一子	60時間	上限期間（お子さんが1歳になるまで）または上限時間に達した日から30日以内

第二子以降で出生時にすぐ上の兄姉が3歳未満	180時間	上限期間（お子さんが1歳になるまで）または上限時間に達した日から30日以内
第二子以降で出生時にすぐ上の兄姉が3歳以上	20時間	上限期間（お子さんが1歳になるまで）または上限時間に達した日から30日以内

※令和5年3月末日までのご利用分について

対象のお子さん	上限時間数	申請期限
第一子	60時間	上限期間（お子さんが1歳になるまで）または上限時間に達した日から30日以内
第二子以降で出生時にすぐ上の兄姉が3歳未満	180時間	上限期間（お子さんが1歳になるまで）または上限時間に達した日から30日以内
第二子以降で出生時にすぐ上の兄姉が3歳以上でかつ当該乳児（0歳）が保育サービス等を利用していない場合	20時間	上限期間（お子さんが1歳になるまで）または上限時間に達した日から30日以内
第二子以降で出生時にすぐ上の兄姉が3歳以上でかつ当該乳児（0歳）が保育サービス等を利用している場合	助成対象外	

※こちらの制度もご活用ください。
ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）

日常生活上の突発的な事情やリフレッシュ等の目的により、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする、0～5歳児（※認可保育園等に在籍していても利用できます）の保護者に対し、利用料の一部を助成します。

詳しくは下記ページをご覧ください。
[ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）](#)

ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）に関するお問合せ先
保育支援課開設・計画担当 電話：03-5742-6039 FAX：03-5742-9178

ご利用の流れ

(1)品川区の提携事業者（産後ドゥーラ）から、事業者を選択して、直接事業者へ連絡します

品川区ホームページまたはドゥーラ協会ホームページより、事業者をお探しください。（以下リンク）

[品川区提携産後ドゥーラ一覧ページ](#)
品川区と提携している事業者（産後ドゥーラ）の一覧を掲載しています。

[産後ドゥーラ協会ホームページ（別ウィンドウ表示）](#)
産後ドゥーラを探す > ドゥーラ検索（自治体助成） > 品川区を選択すると、提携事業者が表示されます。

事業者へご連絡の際には、以下の内容を参考にお伝えください。

- ・お名前（ふりがな）
 - ・ご年齢（例：20代、30～35歳、35～40歳、40歳～45歳など）
 - ・最寄り駅
 - ・出産（予定）日
 - ・サポート開始希望日
 - ・支援してほしい内容（例：料理、掃除、沐浴、赤ちゃんのお世話） など
- ※併せて、品川区の助成制度を利用することもお伝えください。事業者が申請書をお持ちします。

(2)事業者がご自宅にお伺いして、サービスを提供します

(3)サービス利用費を事業者へ支払います

チャット

しらべる

PAGETOP

(4) 事業者に、支援サービスの証明をもらいます

事業者に「品川区産後家事育児支援訪問費助成金交付申請書」の「支援サービス等利用証明書」に、利用時間、利用年月日、サービス利用料を証明してもらいます。記入欄が不足した場合は、様式1-2をご利用ください。

[品川区産後家事育児支援訪問費助成金交付申請書 様式1 \(PDF:279KB\)](#) [様式1 \(裏面\) \(PDF:335KB\)](#)

[品川区産後家事育児支援訪問費助成金交付申請書 様式1-2 \(PDF:23KB\)](#)

[利用時間チェックシート \(PDF:29KB\)](#) (印刷してご利用ください)

こちらはご自身の上限時間に達するまでの残り時間を確認するのにお使いいただけます（使い方は自由です）。

(5) 「品川区産後家事育児支援訪問費助成金交付申請書」を品川区へ提出してください

<提出先>

〒142-0043 品川区二葉1-7-15

品川区子ども家庭支援センター 産後の家事育児担当

助成申請は複数回行うことができます。

サービス利用最終日または上限期限に達した日から30日までに提出ください。

※事業者（キッズライン）をご利用の場合は、**領収書の写し**を同封してください。

※ご出産前に提出をされる場合は、**親子手帳の写し**（表紙と出産予定日のわかるページ）も同封してください。詳しくはお問合せください。

利用者の皆様へアンケートを実施しております

利用者の皆様へのより良い支援につなげていくため、ご協力いただける方はアンケートの回答をお願いいたします。回答は、用紙または電子申請にてお願いいたします。

- 用紙：事業者からお渡ししているほか、こちらからもダウンロードできます。

[産後の家事・育児支援のヘルパー等の利用助成 アンケート \(PDF:130KB\)](#)

- 電子申請：品川区電子申請サービスから回答いただけます。

[品川区電子申請サービス | 産後の家事・育児支援のヘルパー等の利用助成アンケート \(別ウィンドウ表示\)](#)

(6) 助成決定後、申請書にご記載の銀行口座へ振り込みます

[ページの先頭へ戻る ▲](#)

助成時間について

例) 令和5年4月3日生まれのお子さんの場合、1歳になる前々日の令和5年4月1日までの間、

- ・ 第一子…上限60時間
- ・ 第二子で出生時に上の兄弟が3歳未満…上限180時間
- ・ 第二子で出生時に上の兄弟が3歳以上…上限20時間

利用可能です。（[助成時間について \(PDF:547KB\)](#)）

※助成対象になるお子さんが複数いらっしゃる場合の助成時間については、以下のPDFファイルをご確認ください。

[助成期間が重複する場合について \(PDF:472KB\)](#)

こんな場合はどうなるのかなど、ご不明な点は下記の問い合わせ先にご連絡ください。

利用者のご感想を一部紹介します

- ・ プランニングで希望をしっかりとヒヤリングしていただき、イメージどおりのサポートをしていただきました。
- ・ 産後、食事づくりが大変だった。作り置きのお食事、献立からお買い物、料理作りから後片付けまでしていただき、体力的にとっても助かりました。
- ・ 子どもたちをみていただいて、安心して睡眠がとれました。
- ・ 赤ちゃんをみていただいている間に、上の子とめいっぱい遊べて満足でした。
- ・ サポートはもちろん、話し相手として相談ができ、子どもとの生活に慣れることができました。



しらべる

PAGETOP

・コロナ禍で、育児について習う機会や集まる場所がなかったのでお話しできる方がいて、大変助かりました。

・産後体力がないなかで、料理をしてもらい、十分な栄養が取れるようになった。授乳などで身体もつらかったが、トリートメントをしてもらい、大変楽になった。

よくある問い合わせ

Q：ベビーシッターと産後ドゥーラの違いは何ですか。

A：ベビーシッターは、お子さんをお預かりしてお世話をするお仕事です。産後ドゥーラは、出産した母親とお子さんに対して家事や育児などを行う、専門の資格を持った方です。

Q：申請書は事業者ごとに書いてもらう必要がありますか。

A：事業者ごとに書いていただく必要があります。キッズラインで複数の産後ドゥーラを利用された場合は、領収書を添付するので申請書は1枚でも大丈夫です。

Q：利用する前に手続きは必要ですか。

A：利用前の手続きは**ありません**。直接、提携事業者へご利用希望の連絡をしてください。

Q：助成申請は1回だけですか。自己負担が大きいのので分割して請求したいです。

A：申請期限までであれば**何度でも申請いただけます**。ご自身の負担にあわせてご申請ください。

Q：おすすめの事業はありますか。マッチングはしていただけないですか。

A：区としては、提携事業者のみなさんを平等に取り扱う必要がございますので、**特定の提携事業者を推薦・紹介することはありません**。提携事業者はみなさん、産後ドゥーラの資格をお持ちの方々です。詳細プロフィールやホームページ、アピールポイントなどご参照のうえ、ご自身の状況やニーズに合った方をお選びいただき、直接ご連絡ください。

Q：助成金はいつ振り込まれますか。

A：申請書を受理した月の**翌月20日頃**になります。

Q：上の子の送迎で利用できますか。

A：上のお子さんの送迎のみのご利用の場合は、ベビーシッター扱いとなり、**助成の対象にはなりません**。支援サービスを受ける中で、一部の時間を使って送迎する場合は、この事業の助成対象になります（提携事業者が対応できる場合に限りです）。

Q：キッズラインを利用しましたが、産後ドゥーラの資格の無い方でした。この助成は使えますか。

A：申しわけありません。産後ドゥーラの資格の無いサポートの場合は、**助成の対象にはなりません**。キッズラインをご利用の際は、必ず産後ドゥーラを選択してください（[こちらのページからご予約ください](#)（別ウィンドウ表示））。

Q：リモートワークのとき（在宅で仕事をしているとき）、サポートを受けることは助成対象になりますか。

A：本事業の目的は、お子さんを養育している方の身体と心のための家事育児支援ですので、工作中的サポートは**助成の対象にはなりません**。（支援サービス中の一部の時間であれば助成対象にはなりますが、提携事業者が対応できる場合に限りです。）

Q：支援サービスとして事業者へ支払う料金が助成額の2,700円/時間を下回る場合は、助成対象になりますか。

A：助成対象になります。ただし、事業者へ支払った金額が助成額となります。（例：事業者へ支援サービス料として2,500円/時間お支払い→2,500円/時間を助成します）

Q：病院の付き添いは助成対象になりますか。

A：提携事業者が対応できる場合に限りですが、助成対象になります。

Q：保育園に子どもを預けている間に、家事のサポートを受けることは助成対象になりますか。

A：お母様の体調が優れないときは助成の対象になりますが、在宅で仕事をされている場合は**助成の対象にはなりません**。

Q：母親は不在で、父親と子どもが在宅のときにサポートを受けることは助成対象になりますか。

A：母親が不在でも、父親またはお子さんを養育している方と、お子さんが在宅であれば、助成の対象になります。ただし、**事業者は母親不在時のサポートの可否をあらかじめご確認ください**。

Q：プランニングを受けたのに、支援サービスをお願いしたら断られてしまいました。

A：プランニング＝支援サービスの予約ではありません。プランニングから支援サービスご利用までの予約方法は事業者によって異なりますので、各事業者にご確認ください。

※現在、事業者の予約が混み合っておりますので、お早めに事業者へ連絡されることをおすすめします。

利用案内パンフレット・申請書記入方法

[令和5年度利用案内パンフレット\(PDF：2MB\)](#)

[申請書記入方法\(PDF：624KB\)](#)

広報番組（しながわほっとインフォメーション）で紹介されました

本事業「産後家事・育児支援の利用助成事業」が、広報番組（しながわほっとインフォメーション）で紹介されました。産後ドゥーラのサポートの様子や、利用された方のご感想、助成申請の方法などが紹介されていますので、是非ご覧ください。

※以下のYouTubeリンク（品川区公式YouTubeチャンネル）よりご覧いただけます。

- ▶ [子育てのまち しながわ](#)（別ウィンドウ表示）
- ▶ [産後ママ必見！ 家事・育児支援ヘルパー](#)（別ウィンドウ表示）
- ▶ [産後ドゥーラのお仕事を見てみよう！](#)（別ウィンドウ表示）

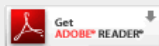
チャット

しらべる

PAGE TOP

 お問い合わせ

子ども家庭支援センター 管理係
電話：03-6421-5281
FAX：03-6421-5238



本ページに掲載されたPDFファイルを表示・印刷するためには、アドビシステムズ株式会社のAdobe® Reader™（無料提供）が必要です。お持ちでない方は、Adobe® Reader™をダウンロードして下さい。



[▶ 個人情報の取り扱いについて](#)

[▶ このホームページについて](#)

[▶ リンク集](#)

[▶ サイトマップ](#)



Shinagawa City
品川区

〒140-8715品川区広町2-1-36
TEL 03-3777-1111（代表）

シェアする



Copyright © Shinagawa City. All rights reserved.

チャット

しらべる

↑
PAGETOP



はますくヘルパー利用事業（産前・産後ヘルパー）

[お気に入りに登録](#)

妊娠中や出産後に体調がよくなかったり、慣れない育児で助けが必要だったりする時期に、はますくヘルパーを利用して家事や育児相談のサポートを受けることができます。利用時にかかる費用の一部が浜松市から助成されます。

対象者

妊娠中または、1歳未満の子どもを養育している保護者

支援の内容

家事支援	食事の準備および片付け、衣類の洗濯、居室の掃除、買い物など
育児相談支援	授乳、オムツ交換、沐浴などの育児相談、相談内容に応じた支援とアドバイス

原則利用者の自宅で、日常的に行う家事や、育児のサポートを行います。

留守番やはますくヘルパーひとりで子どものお世話や子どもへの医療行為はできません。

 [支援内容詳細（はますくヘルパーができること・できないこと）\(84KB\)](#)

利用時間と回数

1日2回 1時間単位で最大4時間まで（午前7時から午後7時）

妊娠中（母子健康手帳交付後）から、子どもが1歳の誕生日を迎える前日までの期間で計50時間以内

注）多胎児、未熟児養育医療対象の子どもを養育している場合は計100時間以内

費用

サービスの利用料は事業者により異なります。

1時間につき1,050円が公費負担となります。

注）市民税非課税者及び生活保護受給者に該当する方は、1時間につき1,350円が公費負担となります。

利用者が事業者を支払う金額

（事業者が設定する1時間あたりの利用料 - 公費負担額） × 利用時間数 + 交通費

出典：浜松市子育て情報サイトぴっぴ

<https://www.hamamatsu-pippi.net/contents/7913.html>

事業者一覧

事業者名	所在地	電話番号
アイケア保育部(あいあい浜松)	中区高丘東3-38-5	053-414-5577
けやき（子育てセンターなかぜ内）	浜北区中瀬673	053-584-0174
ここみドゥーラ	中区板屋町692	070-1616-7424
しゃぼんだま	北区初生町1218-6	053-437-1655
浜松市シルバー人材センター	中区鴨江3-1-10	053-454-2031

各事業者のサービス料金、サービスを行う日、訪問範囲などは、受託事業者一覧（PDFファイル）をご覧ください。

 [浜松市はますくヘルパー受託事業者一覧\(PDF 586KB\)](#)

利用するには、あらかじめ申請が必要です。窓口での手続きとオンライン申請をする方法があります。

オンライン申請



区で探
す

➤ [中区](#)

➤ [東区](#)

➤ [西区](#)

➤ [南区](#)

➤ [北区](#)

➤ [浜北区](#)

➤ [天竜区](#)

窓口で手続き

利用申請書を区役所健康づくり課の窓口提出します。

事前に準備したい場合は、[ダウンロード](#)ができます。子育て支援課(ザザシティ浜松中央館5階)

利用申請書は窓口でも配布していますので、その場で記入して提出も可能です。

必要書類（持ち物）

- はまずくヘルパー利用事業 申請書(窓口にて配布、またはぴっぴのホームページからもダウンロードできます。)
- 母子健康手帳
- 未熟児養育医療対象のお子さんを養育している方 … 「養育医療券」の写し(コピー)
- 浜松市に転入された人で自己負担額の減免制度の利用を希望される方 … 市町村民税(非)課税証明書前年の1月2日以降に浜松市に転入された方で、産後ケア事業の申請を1から6月にされる場合、または当年の1月2日以降で浜松市に転入された方で、産後ケア事業の申請を7から12月にされる場合)は、以前お住まいだった市町村からを取り寄せてご持参ください。

申請から利用までの流れ

申請後、浜松市より「利用承認通知書」が届いたら、利用者からサービスを希望する事業者に希望開始日の1か月前までに連絡をとり、日程やサービスの内容の打ち合わせをしてください。
サービス終了時に公費負担額を差し引いた金額を事業者に直接支払います。

日程変更やキャンセルの場合

日程変更やキャンセルの場合は、直接事業者ご連絡してください。

また、その際に生じるキャンセル料は、事業者ごとに異なりますので、チラシをご確認いただくか、事業者に直接お問い合わせください。

利用中止、住所変更、所得区分に変更がある場合は、「浜松市はまずくヘルパー利用事業 利用変更申請書」の提出が必要です。提出方法は子育て支援課にお問い合わせください。

- [はまずくヘルパー 様式ダウンロード](#)

オンライン申請での変更も可能です。

- [はまずくヘルパー利用変更\(中止\)オンライン申請](#)

事業紹介チラシ

 [浜松市はまずくヘルパー利用事業のご案内\(PDF 730KB\)](#)

各区の担当窓口

区	担当課	住所	電話番号
中区	健康づくり課	浜松市中区元城町103-2	053-457-2890

東区	健康づくり課	浜松市東区流通元町20-3	053-424-0122
西区	健康づくり課	浜松市西区雄踏一丁目31-1	053-597-1174
南区	健康づくり課	浜松市南区江之島町600-1	053-425-1590
北区	健康づくり課	浜松市北区細江町気賀305	053-523-3121
浜北区	健康づくり課	浜松市浜北区貴布祢3000	053-585-1120
天竜区	健康づくり課	浜松市天竜区二俣町二俣530-18	053-922-0075



お問い合わせ

子育て支援課

電話:053-457-2792

E-Mail:kosodate@city.hamamatsu.shizuoka.jp

＼ シェアする /

いいね! 0

シェアする 0

ツイート

0

LINEで送る

最近チェックしたページ



はますくヘルパー利用事業（産前・産後ヘルパー）

このページを見た人はこんなページを見ています



はますくヘルパー 様式ダウンロード

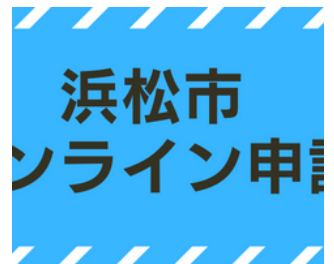


産後ケア事業



子育て家庭支援

子育て家庭支援



おねがい会員として登録するには